

た年金加入状況のお知らせや、インターネットを活用した年金加入状況提供等に取り組んできているが、さらに、平成 20 年度にポイント制（保険料納付実績とそれに基づく年金額の見込みを行政側から定期的に通知する仕組み）を導入する。これにより、年金加入記録を簡便に確認することを可能とする。また、年金カード導入を検討する。

ウ 相談窓口の充実

これまで、毎週月曜日の相談窓口の開設時間延長、第 2 土曜日等の相談窓口開庁及び総合相談室の設置による社会保険事務所内のワンストップサービス（適用、保険料収納及び政府管掌健康保険の保険給付に係る総合窓口）を実施しているが、これを継続するとともに、定期的なアンケート調査を実施し、利用者ニーズの把握と継続的なサービス向上に取り組む。これにより国民のニーズに応じた年金相談窓口を実現する。

エ 届書様式の共通化及び通知書等の見直し

これまで、通知書の見直しに関しては、送付件数の多いものから順次見直しを実施し、通知書に関するガイドラインを策定するなど取り組みを行っているが、さらに、消費生活アドバイザー等によるモニター制度を試行実施するとともに、年金見込額試算帳票の改善を行う（平成 18 年度実施）。また、届書様式の統一化については、これまでの都道府県毎に異なる様式の統一化の取り組みを継続する。（平成 18 年度までに完了）。

さらに、記録管理システムのオープン化に併せて、通知書・届書等の統廃合を行うとともに、通知書の抜本的な見直しを行う（平成 22 年度実施）。これによりわかりやすい通知書・届書を実現する。

（6）被保険者記録の整備

これまで、58 歳に到達した方に年金加入記録の事前通知を実施し、あらかじめ年金裁定時までに、複数の基礎年金番号や年金手帳記号番号を付与されている場合、1 人 1 番号化となるよう記録の確認・整備を行っているが、さらに、資格取得時の基礎年金番号の重複払い出し防止を徹底するとともに、35 歳時点において過去の年金加入記録を通知し、年金加入記録の整備を実施する（平成 18 年度実施）。また、システム刷新におけるデータ体系簡素化の準備段階において、被保険者記録データベースの整合性の確認を行う。これにより、年金裁定時の受給権者の手続きに関する負担を軽減する。

（7）業務品質の向上

ア 業務処理の標準化

業務品質の向上を図るために、届書の審査時の留意点や判断基準等を含む全国統一の業務処理基準を作成し、業務処理マニュアルとして取りまとめ、職員研修等を通じて徹底する。平成 17 年度中に整備した業務処理マニュアルによる業務運用を平成 18 年度に実施する。さらに、システム刷新による業務処理マニュアルの抜本的改訂を平成 21 年度

より行い、平成 22 年度から改訂された業務処理マニュアルによる業務運用を実施する。
これにより業務処理の標準化を図る。

イ 業務ノウハウ共有化の仕組みの構築

個人が保有している業務ノウハウを組織として活用するために、業務ノウハウの共有化の仕組みを構築する。平成 18 年度より、ノウハウを管理する部門の体制を整備した上で順次、業務ノウハウの蓄積・データベース化に取り組む。さらに、平成 19 年度の社会保険庁 LAN 端末一人一台化に合わせて、ネットワークによる業務ノウハウの蓄積・共有・活用の仕組みを構築する。

ウ 業務研修の拡充

これまで社会保険大学校において実施している集合教育に加えて、平成 18 年度より業務知識レベルアップのための通信教育を導入する。また、府省共通業務・システムである「研修・啓発業務」の最適化に伴い構築されるシステムの活用に向けた検討を行う。これにより、業務研修の充実を図る。

(8) データセンターの統合

現在、3 カ所で分散運用しているセンター機能について、平成 19 年度までに記録管理システム及び基礎年金番号管理システムの運用を行う 2 カ所のデータセンターを統合する。さらに、平成 22 年度までに、統合後のセンター機能を年金給付システムの運用を行うデータセンターに統合させることについて、受け入れ準備を含め検討し、実施する。

(9) 記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化

記録管理システムと基礎年金番号管理システムについては、平成 22 年度までに業務改革内容に対応したデータ体系と業務処理体系の見直しを行った上で、保険料記録等のデータベースを保持する部分以外はオープンシステム上に、保険料記録のデータベースを保持する部分はメインフレーム上に再構築することを前提とするが、オープンシステムの信頼性・安全性に関する今後の動向を注視して、さらにオープンシステム化が図られるか検討を行う。

これらにより、データ通信サービス契約から脱却する。

なお、年金給付システムについては、今回の最適化の実施状況を踏まえて、引き続き最適化の第二段階としてオープン化するための準備を進める。

記録管理システムと基礎年金番号管理システムのオープン化に当たっては、記録管理システム及び年金給付システムの周辺サーバーを含めたシステム構成の見直し、社会保険事務所等との接続に関する年金給付システムとの役割分担の見直し等を行い、最適化を実施する。

ア データ体系の簡素化

現行の基礎年金番号システムにおいて管理している基礎年金番号及び被保険者に関する情報と、現行の記録管理システムにおいて、国民年金、厚生年金保険及び船員保険の制度毎に管理している被保険者の情報を統合すること等により、データ体系の簡素化を図る。データ体系の簡素化にあたっては、第二段階の年金給付システムのオープン化も視野に入れた検討を行う。

イ ソフトウェア構成の簡素化

届書、通知書、画面および帳票の廃止・統合を行い、ソフトウェア構成の簡素化を図ることにより、再構築経費を抑制するとともに、再構築後の運用経費節減を図る。

(10) ハードウェア資源の集約及び有効活用

ア 記録管理システムの集約

記録管理システムのメインフレームについては、平成 19 年度までに最新機種への更改と集約を実施し、併せて運用時間を延長して夜間にも業務処理を行うことができるよう運用形態を見直し、経費節減を図る。

記録管理システムの周辺サーバーについては、機能分担等を整理した上で平成 20 年度までに最新機種への更改と集約を実施する。

イ 年金給付システムの集約

年金給付システムのメインフレームについては、平成 20 年度までに、最新機種への更改と集約を実施し、ハードウェア資源の節約を図る。併せて一般競争入札導入の可能性を検討するなど調達形態および管理運営方法等の見直しによって経費削減に努める。

年金給付システムの周辺サーバーについては、機能分担等を整理した上で平成 20 年度までに、最新機種への更改と集約を実施する。

(11) 端末資源の汎用化・共通化

社会保険事務所等に設置されている社会保険業務用専用端末およびプリンターについては、平成 19 年度までに、一部の特殊帳票を出力するためのプリンター等を除き汎用品に更改することにより経費節減を図るとともに、セキュリティに十分配慮した上で社会保険業務用の端末を社会保険庁 LAN の端末としても利用できるようにすることで社会保険庁 LAN 端末の一人一台化を実現する。

平成 22 年度までに、汎用品化された社会保険業務端末と年金給付システムの接続の可能性について検討する。

(12) 運用監視等業務の統合化

記録管理システム及び基礎年金番号管理システムを運用している 2 カ所のデータセンターでそれぞれ分散実施されているシステム運用監視業務を統合により削減する。年金給付システムを含めたシステム運用監視機能の統合に関して、最適化第二段階での年金給付システムのオープン化に備えた検討を行う。

(13) 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化

ア 徴収事務一元化の推進

これまで、社会保険事務所に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置し、保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付等の事務を実施しているが、さらに、以下の取り組みについて、平成 18 年度実施を検討する。

- ・ 社会保険・労働保険徴収事務センターで受け付けられる労働保険の届書の範囲を拡大する。
- ・ 社会保険と労働保険の双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督励を社会保険の職員が実施する。
- ・ 双方の調査対象事業所に係る共同調査を労働保険の職員が実施する。
- ・ 事業所説明会の開催時期を統一する。

イ 事業所（事業場）情報の相互参照事務の効率化

社会保険と労働保険とで対象とする事業所（事業場）の範囲等が異なるため、社会保険に係るシステムと労働保険に係るシステムとでは異なる事業所（事業場）コード体系を使用している。事業所（事業場）情報の相互参照事務を効率化するため、将来の事業所（事業場）コードの共通化に向けた検討を進めるとともに、記録管理システムオープン化後のシステムでは法人コードを記録することを検討する。

(14) 厚生労働省ネットワーク（共通システム）の利用に基づくネットワーク資源の共用化・共通化

社会保険組織内で情報を共有するため結んでいる社会保険庁 LAN 及び社会保険オンラインシステムの業務用として結んでいるネットワークのうち周辺サーバーが利用している部分は、汎用プロトコルである TCP/IP を利用しており、平成 20 年度以降、厚生労働省ネットワーク（共通システム）の準備状況を見極めながら、厚生労働省ネットワーク利用に切り替えることにより個別の回線の見直しを行う。

社会保険オンラインシステムの業務用として結んでいるネットワークのうち、メインフレームが使用している部分は専用プロトコルを利用しており、システム刷新に併せて平成 22 年度までに汎用プロトコルである TCP/IP に変更し、厚生労働省ネットワーク利用に切り替えることにより業務系の専用回線の見直しを行う。

(15) オンライン利用促進

電子申請等受付機能を電子政府の総合窓口（e-Gov）に統合する（平成18年度実施）。添付書類の省略及び廃止等、「オンライン利用促進のための行動計画」（平成17年度策定）に沿った利用促進に取り組む。

なお、本施策を有効に実施し、社会保険業務に関連する、電子申請手続きの利用促進を図るため、社会保険事務所、労働基準監督署、公共職業安定所等地方機関の窓口において、平成18年度より利用勧奨を行う。

さらに、社会保険と労働保険における申請契機が同一の各種届出と様式を統合したうえで、資格取得等の手続きをまとめて出来る仕組みを設けることにより、事業主等の負担軽減を図る。

(16) 霞が関WAN、LGWANの利用

現在、紙により行っている市町村を経由して受け付ける国民年金業務の届書報告書については、市町村への協力を要請し、報告書様式の統一を行った上で、LGWAN等の回線利用により双方向の情報提供を実現する仕組みを作り、併せてシステムを簡素化し、効率化することを検討する。また、府省共通業務・システムである「地方公共団体に対する調査・照会業務」の最適化に伴い構築されるシステムの活用に向けた検討を行う。

現在、磁気媒体により行っている共済組合との資格情報の交換について、霞が関WAN、LGWANを活用することにより、簡素化、効率化することを検討する。

2 安全性・信頼性の確保

(1) 厚生労働省情報セキュリティポリシーの遵守

政府機関の情報セキュリティ対策における政府機関統一基準に基づき改定された厚生労働省情報セキュリティポリシー（対策基準）を参照し、実施手順の整備を行い、職員及び委託業者への徹底を行うことでセキュリティ水準の向上を図る。

(2) セキュリティ水準の整合

厚生労働省ネットワーク（共通システム）の最適化計画に基づいて整備される、冗長化されたネットワーク（「厚生労働省統合ネットワーク（仮称）」）にて提供されるサービス（インターネット接続サービス等）を利用することにより、当該機能について省としての統一的なセキュリティ水準とする。

(3) 個人情報の暗号化と保護

ア 個人情報の暗号化

社会保険業務・システムで扱う個人情報については、業務上の必要性から磁気媒体として持ち出す、または、回線経由で送付する際には暗号化を施す。

イ 社会保険庁保有個人情報保護管理規程の遵守

社会保険業務・システムでは、個人情報を取り扱うことから、社会保険庁保有個人情報保護管理規程を制定し、個人情報保護に努めている。個人情報等の取り扱いについて、持ち出し情報の限定と暗号化、データ保管場所への施錠管理、システム利用時の利用者認証、特定のデータ更新処理取扱者の限定及びデータ参照アクセスログの取得と監査等の対策を施すとともに、職員の意識向上のための研修の実施により、個人情報保護に関する取り組みを維持・強化する。

ウ 利用者認証機能の強化

個人情報等を取り扱うシステムを利用する際の利用者認証において、現行の磁気カードによる認証から、より精度の高い認証方法の利用を検討する。

また、府省共通業務・システムである「職員等利用者認証業務」の最適化計画の今後の策定状況を見極め、必要となる要件及びスケジュールを考慮した上で、活用を検討する。

エ 外部委託の際の個人情報保護施策

個人情報等を取り扱うシステムの開発と運用、個人情報等の入力業務の委託及び個人情報等を参照して実施する納付督促業務の委託等において、外部委託業者に対して個人情報保護対策の内容を含む契約を締結し、対策内容を確認することにより、個人情報保護対策を実施しているが、これを維持・強化する。

(4) 拠点間回線（WAN）の可用性向上

「厚生労働省統合ネットワーク（仮称）」を利用することにより、拠点間回線（WAN）の可用性向上を図る。

(5) 業務継続計画の策定とバックアップセンター設置

年金の支払いなど国民生活に直結したサービスの停止は、国民生活への影響が非常に大きいことから、平成 18 年度までに業務継続計画を策定し、計画に沿ったバックアップ機能の強化及び新バックアップセンター設置の要否、設置時期及び設置場所等を検討する。

3. 調達施策